

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月25日
【発行者名】	オリックス不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 牟田 興一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【事務連絡者氏名】	オリックス・アセットマネジメント株式会社 取締役常務執行役員 八塚 弘文
【電話番号】	03-3435-3285 (代表)
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	オリックス不動産投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 807,317,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年9月11日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成19年9月25日開催の本投資法人の役員会において、その他の者に対する割当1,250口の募集の条件、その他当該新投資口発行に関し必要な事項を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (13) 手取金の使途

\_\_\_\_\_ 罫の部分は訂正箇所を示します。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### (3)【発行数】

<訂正前>

1,250口

(注) 1. 平成19年9月11日（火）開催の本投資法人役員会議に基づき行われる本投資法人の投資証券25,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から1,250口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として行う第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）です。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」といいます。）中、本投資証券について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引により買い付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合があります。また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年10月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限（以下「上限口数」といいます。）として、株式会社東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記の両取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数その限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

上記に記載の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社が野村證券株式会社及びUBS証券会社と協議の上、これを行います。

(注) 2. 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

(中略)

払込金額	910,000,000円 (注) 有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。
------	--

(後略)

<訂正後>

1,250口

(注) 1. 平成19年9月11日（火）及び平成19年9月25日（火）開催の本投資法人役員会議に基づき行われる本投資法人の投資証券25,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券1,250口（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。本募集はオーバーアロットメントによる売出しに

関連して大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として行う第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）です。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年9月26日（水）から平成19年9月28日（金）までの間、本投資証券について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引により買い付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合があります。また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年9月29日（土）から平成19年10月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数（1,250口）を上限（以下「上限口数」といいます。）として、株式会社東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数（1,250口）から上記の両取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

上記に記載の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社が野村證券株式会社及びUBS証券会社と協議の上、これを行います。

(注) 2. 本投資法人与割当先との関係等は以下のとおりです。

(中略)

払込金額	807,317,500円 <u>(注)の全文削除</u>
------	---------------------------------

(後略)

#### (4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

910,000,000円

(注)発行価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

807,317,500円

(注)の全文削除

#### (5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注)平成19年9月25日（火）から平成19年9月27日（木）までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり645,854円

(注)の全文削除

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における本投資法人の手取金（上限910,000,000円）については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金（18,240,000,000円）と併せて、第11期中の取得済み物件（後記「第2 参照書類の補完情報／1 投資法人の概況／(3) 第10期（平成19年2月期）後に取得した資産の概要について／① 概要 取得済み物件一覧」をご参照下さい。）の取得のための借入金の返済に全額充当します。

（注）上記の手取金は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当における本投資法人の手取金（上限807,317,500円）については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金（16,146,350,000円）と併せて、第11期中の取得済み物件（後記「第2 参照書類の補完情報／1 投資法人の概況／(3) 第10期（平成19年2月期）後に取得した資産の概要について／① 概要 取得済み物件一覧」をご参照下さい。）の取得のための借入金の返済に全額充当します。

（注）の全文削除